

個人情報保護に関する規定

(規程第 98 号)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 学校法人トヨタ学園および豊田工業大学（以下、総称して本学という）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下、法律という）に定める個人情報取り扱い事業者（以下、取り扱い事業者という）として、本学が入手・保管・管理する個人情報（以下、個人情報という）の取り扱いに関する基本的事項を定め、個人情報の保護を図り、本学の運営を公正・適切に行うとともに、法律に定められた取り扱い事業者の義務を果たすことを目的とする。
- 2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める。

(適用範囲)

- 第2条 本規定は、本学の職員等（理事・監事・評議員・教育職員・事務職員・技術職員・その他の職員）・学生・研究員およびそれらに準ずる者（嘱託職員・契約職員・派遣職員・業務委託者等）が、学校法人の運営、大学の教育研究活動その他本学の業務に伴い、もしくは関連して個人情報を取り扱うすべての場合に適用する。

(保護対象)

- 第3条 本規定において保護の対象とする個人情報は、入手の経緯、利用目的、対象者（役員・評議員・職員・学生・研究員・入学試験に係る資料請求者・取引先・その他本学に直接・間接の関係を有する者）、媒体（電子媒体・紙媒体等）の種類、および情報の形態などを問わず、すべての個人情報とする。

(用語の定義等)

- 第4条 本規定で使用する用語については、以下の各号のとおり定義する。

(1) 個人情報

法律で定義される個人情報をいい、前条の保護対象に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの
- ②当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
- ③個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、またはカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下、「法令」という）で定めるものをいう）が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- (3) 個人情報データベース等
個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く）をいう。
- (4) 個人データ
個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 保有個人データ
本学が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- (6) 仮名加工情報
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (7) 匿名加工情報
特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。
- (8) 本人
法律で定義される本人をいい、個人情報によって識別される特定の個人を指す。
- (9) 個人情報統括管理責任者（以下、統括管理責任者という）
本学における個人情報の取り扱いに関する最高責任者とし、法律および関係の法令、ならびに本規定に定めるすべての責任と権限を有する。本学学長が指名する者とし、副学長または相当職にある者をもってこれに充てる。
- (10) 個人情報管理者（以下、「管理者」という）
統括管理責任者の指揮統率のもと、各担当組織における個人情報の取り扱いを管理する。次の者とする。
- ・各研究室代表教員（ユニット責任者）
 - ・学生部長
 - ・総合情報センター長
 - ・創造性開発工房長
 - ・共同利用クリーンルーム施設長
 - ・大学事務局各部部長・部長代理・副部長
- (11) 学術研究機関等
大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体またはそれらに属する者をいう。

（学術研究における適用除外）

第5条 この規定は、本学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの（第11条第1項、2項の例外）
- ①本学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

- ②学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの（第12条第2項の例外）
- ①本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
- ②本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。
- (3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの（第21条第1項の例外）
- ①個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき。
- ②本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。
- ③当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。
- 2 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規則を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2章 管理運営組織

(組織)

第6条 本学は、個人情報の保護に関して、以下の各号に定めるとおり管理運営組織を構成する。

- (1) 個人情報の保護に関する管理運営の意思決定、および苦情に関する対処を担当する機関は、内部質保証委員会とする。
- (2) 統括管理責任者は個人情報の保護に関する管理運営の事務統括を担当する事務局(以下、担当事務局という)を指揮する。
- (3) 前項の担当事務局は、大学事務局総務部とする。
なお、本学が取り扱う個人情報の電子化处理、および電子化处理された個人情報の保護に係る技術的、倫理的事項については、統括管理責任者の指示の下、総合情報センターがその実務を担当し、もしくは支援する。
- (4) 担当事務局は統括管理責任者の指揮の下、個人情報管理者を通じて各担当組織の個人情報管理状況を管理し、必要と認めるときは担当の個人情報管理者に対して注意・警告するものとする。
なお、管理の状況については統括管理責任者を通じて定期的、もしくは随時に内部質保証委員会に報告しなければならない。
- (5) 統括管理責任者および担当事務局は前号のほか、第9条の原則によらない個人情報の入手、本人以外の第三者(収集の目的に照らして必要妥当な学内者を除く)からの提供・開示請求に対する許諾の可否について決定する。

(管理義務)

第7条 個人情報管理者は、個人情報に適正に入手、利用、管理、廃棄されるように、それぞれ担当する各研究室・附置センター・事務局各部等において個人情報保護を行わなければならない。

- 2 統括管理責任者および個人情報管理者は、それぞれ担当する部門、各研究室・事務局各部署等の構成員および個人情報の取り扱いを委託した事業者に対して、個人情報の取り扱いについて必要な指示や監督を行わなければならない。
- 3 統括管理責任者および個人情報管理者は、適正な管理・運営を行うために必要と判断される場合、それぞれ担当する部門、各研究室・事務局各部署等の単位で細部ルールを制定して管理を実施しなければならない。

(組織構成員の権限・責任)

第8条 統括管理責任者および個人情報管理者以外の学内構成員は、法律および関係の法令、ならびに本規定の定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱う義務を負うとともに、守秘義務を負うものとする。また、在籍期間の終了後も同様とする。

第3章 個人情報の収集、利用

(適正取得・適正利用)

第9条 個人情報は、適法かつ相当な手段により、原則として本人から、本人の直接の同意を得て取得しなければならない。また、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- 2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合に限っては、本人の同意なく家族その他の第三者から個人情報を入手できるものとする。
 - ①本人が所在不明、心神喪失等の状況にあるため本人からの収集が困難な場合であって、かつ本人の生命、身体、健康または財産について緊急に個人情報を入手する必要があると認められる場合
 - ②法令等において第三者からの個人情報の入手が認められている、あるいは第三者からの入手が指定されている場合

(利用目的の特定、通知または公表)

第10条 本学は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、または公表しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web 入力等を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は事後速やかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、または本学の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の制限, 変更)

第 11 条 取得した個人情報、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要配慮個人情報の取得)

第 12 条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 前条第 3 項各号に該当する場合

(2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合

(3) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(4) 第 18 条第 4 項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第 4 章 個人情報の管理

(正確性の確保)

第 13 条 本学は、本学が保管・管理する個人情報について、最新かつ正確に保つように努めなければならない。

(適正な管理)

第 14 条 本学は、入手した個人情報のうち本学の業務に必要な情報については、直ちにこれを消去しなければならない。

2 本学は、本学の業務上、管理・保存する必要があると判断した個人情報以外の個人情報について、利用後速やかに消去しなければならない。

3 本学は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(内部監査)

第 15 条 内部監査室は、個人データを取り扱う部署における個人情報の取得・利用・保管・管理等の状況について、定期または随時に監査を行い、その結果を管理者に報告する。管理者は、その報告に基づき、安全管理措置等の見直し及び改善に取り組むものとする。

(個人データの管理)

第 16 条 管理者は、所属する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の名称
 - (2) 個人データから識別される本人の属性等
 - (3) 個人データの項目
 - (4) 利用目的
 - (5) 取扱部署，責任者
 - (6) 個人データの保管期間
 - (7) その他必要な事項
- 2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。
- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
 - (2) 個人データが記載または記録された書類・媒体等の持出し状況
 - (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む）
 - (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績，アクセスログ等）
- 3 管理者は、定期的または随時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

(情報漏えいへの対応)

第 17 条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合またはそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理者は、統括管理責任者に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。
- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 影響範囲の特定
 - (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - (4) 再発防止策の検討及び実施
 - (5) 事実関係及び再発防止策等の公表
- 3 本学は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告しなければならない。
- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ）の漏えい，滅失若しくは毀損
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し，または発生したおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- 4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害またはそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 5 本学は、第 3 項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(物理的・技術的安全管理措置)

- 第 18 条 入退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

第 5 章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

(委託)

- 第 19 条 本学が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部または一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。
- 2 前項の場合、本学は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - 3 前項の監督のため、本学は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。
 - 4 第 2 項の監督のため、委託先と締結する委託契約に、次の事項を盛り込むものとする。
 - (1) 委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項
 - (2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
 - (3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く）、改ざん、複写または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く）の禁止
 - (4) 委託先の秘密の保持に関する事項
 - (5) 委託された個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項
 - (6) 委託契約終了後の個人データの返却または委託先における破棄若しくは削除に関する事項

- (7) 委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項
- (8) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項
- (9) 委託契約期間等に関する事項
- 5 管理者は、委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対し定期的または臨時的に監査等を行うこととする。

(共同利用)

- 第20条 本学は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。
- 2 前項の場合において、本学は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (1) 個人データを共同利用する旨
 - (2) 共同利用する個人データの項目
 - (3) 共同利用する者の範囲
 - (4) 共同利用する者の利用目的
 - (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(第三者への提供)

- 第21条 本学が保管・管理する個人情報を学外の第三者へ提供する場合には、本学において提供の可否を判定したうえ、第11条第3項各号に該当する場合を除き、原則として事前に本人の同意を得なければならない。
- 2 前項により、本学が個人情報を学外の第三者に提供する場合は、本学は当該第三者に対して、文書により個人情報の取り扱いについての注意事項等を説明・指示しなければならない。その際、本学は、当該個人情報の保管期間と破棄方法について、必ず書面により確認を取らなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という）は、当該個人データを第三者に提供することができる。なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、または所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。
- (1) 本学の名称、住所、理事長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 前号の本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 4 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。

- (1) 要配慮個人情報
 - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部または一部を複製・加工したものを含む）
- 5 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第 19 条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
 - (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- 6 本学は、当該提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(外国の第三者への提供)

第 22 条 本学は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。

- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること。
- (2) 本学と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
- (4) 第 11 条第 3 項各号に該当すること。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第 23 条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く）へ提供したとき（第 11 条第 3 項各号に該当する場合または 21 条第 4 項各号に該当する場合を除く）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、本学が本人に対する物品またはサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第 21 条第 3 項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、またはその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 本学は、前 2 項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

- (1) 第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合
最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで
- (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合
最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日まで
- (3) 前2号以外の場合
当該記録を作成した日から3年間
- 4 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続については、第29条の規定を準用する。

(第三者からの提供を受ける際の確認等)

第24条 第三者（国の機関，地方公共団体，独立行政法人等，地方独立行政法人を除く）から個人データの提供を受けるに際しては，管理者は，次の事項を確認し，その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし，当該個人データの提供が第11条第3項各号または第21条第4項各号に該当する場合は，この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - 2 前項により個人データの提供を受けた場合，管理者は，次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし，本学が本人に対する物品またはサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは，当該契約書等で代替可能とし，また，既に記録されている事項と内容が同一のものについては，当該事項の記録を省略することができる。
 - (1) 本人の同意を得ている旨（第21条第3項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
 - (2) 前項各号に掲げる確認事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - (5) 第21条第3項の規定により個人データの提供を受けた場合は，個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨
 - 3 前項の記録は，第三者から個人データの提供を受けた都度，速やかに作成しなければならない。ただし，第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき，またはその確実な見込みがあるときは，一括して作成することができる。
- 4 本学は，前2項により作成した記録を，次の各号に応じて保存しなければならない。
 - (1) 第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合
最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで
 - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合
最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで
 - (3) 前2号以外の場合
当該記録を作成した日から3年間

第6章 個人情報の開示

(個人情報取り扱い原則の公開)

第 25 条 本学が入手・保管・管理する個人情報に係る取り扱いの考え方、ルール等については、プライバシーポリシーの公表等の手段を用いて、学外に公開するものとする。

- 2 本学が保有する個人情報については、必ず、個人への通知あるいは公表等の手段を用いて、利用目的を本人の知り得る状態におき、本人による開示・訂正・利用停止の要求があった場合は、その要求に応じなければならない。

(受付窓口)

第 26 条 本学における情報開示の受付窓口は、大学事務局総務部とする。

(個人情報開示の基準)

第 27 条 本学が保管・管理する個人情報の開示は、次条に定める学外第三者への提供の場合を除き、以下の各号に定める基準に従って実施する。

- (1) 開示対象者
原則として、本人にのみ開示する。請求は、代理人によってもすることができる。
- (2) 開示可否の判定
本人から開示の請求があった個人情報については、原則として開示しなければならない。
ただし、守秘義務や教育上等の特別な理由があるものについては、内部質保証委員会、もしくは統括管理責任者の承認を得ればこの限りではない。

(利用目的の通知請求)

第 28 条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人または代理人であることを明らかにし、本学が必要とする手数料とともに管理者に提出して行わなければならない。
- 3 管理者は、第 1 項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 第 25 条の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第 10 条第 4 項第 1 号、第 2 号に該当する場合
- 4 管理者は、求められた保有個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第 29 条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、前条第 1 項に定める手続に準じて行わなければならない。
- 3 本人は、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法による開示を請求することができる。
- 4 管理者は、個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、前項の規定により本人が請求した方法により、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 5 管理者は、開示を求められた保有個人データの全部または一部の開示につき、必要に応じて、内部質保証委員会に付議し、意見を聴くことができる。
- 6 管理者は、保有個人データの全部または一部を開示しない旨の決定をしたとき、または当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

- 第 30 条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加または削除（以下、「訂正等」という）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 前項の請求は、第 29 条第 2 項に定める手続に準じて行わなければならない。ただし、手数料は必要としない。
 - 3 管理者は、第 1 項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 4 管理者は、第 1 項の請求に係る保有個人データの全部または一部の訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

- 第 31 条 本人は、本学に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去または第三者提供の停止（以下「利用停止等」という）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- (1) 第 9 条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるときまたは不適正な方法により利用されているとき
 - (2) 第 11 条の規定に違反して目的外利用されているとき
 - (3) 第 12 条の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき
 - (4) 第 21 条または第 22 条の規定に違反して第三者に提供されているとき
 - (5) 本学が利用する必要がなくなった場合
 - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合
 - (7) 本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 請求の手続については、前条第 2 項の規定を準用する。
 - 3 管理者は、第 1 項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
 - 4 管理者は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について利用停止等を行ったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第7章 苦情対応

(受付窓口)

第32条 本学が取り扱う個人情報に関する苦情窓口は、大学事務局総務部とする。本学は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(対応)

- 第33条 本人もしくは第三者から個人情報の取り扱いに関して苦情の申し出があったときは、直ちにその旨を、該当個人情報を所管する管理者に報告する。
- 2 前項の報告を受けた管理者は、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。
 - 3 個人情報の取り扱いについて疑義、問題等が生じたときは、本学は以下の各号のとおり対応するものとする。
 - (1) 苦情に対する審査機関は内部質保証委員会とする。
ただし、緊急に判断を要する場合は、統括管理責任者が審査・判定することがあるものとする。
 - (2) 前号ただし書きによる処理を行った場合、統括管理責任者は可及的すみやかに内部質保証委員会に報告し、承認を得なければならない。
 - (3) その他の疑義・問題等についても、原則として前3号に準ずるものとする。
ただし、システム技術面の疑義・問題については、総合情報センターがその解決にあたり、原因・対処結果等について統括管理責任者を通じ内部質保証委員会に報告するものとする。

第8章 仮名加工情報及び匿名加工情報の作成等及び義務

(仮名加工情報の作成等)

- 第34条 本学は、仮名加工情報（仮名加工情報 データベース等を構成するものに限る。以下同じ）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、または仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 本学は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ）を取り扱ってはならない。
 - 4 仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
 - 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
 - 6 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む）を第三者に提供してはならない。
 - 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若

しくは電磁的方法を用いて送信し、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第11条、第17条第3項、第4項、第5項及び第25条から第31条までの規定は、適用しない。

(匿名加工情報の作成等)

第35条 本学は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

(匿名加工情報の第三者提供)

第36条 本学は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(識別行為の禁止)

第37条 本学は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第38条 本学は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第9章 雑 則

(関係法令の適用)

第39条 この規定に定めのない事項及びこの規則の解釈適用は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他の関係法令に従う。

(規定の変更)

第40条 本規定の改廃は、内部質保証委員会および教授会の審議を経て理事長が決定する。

附 則

1. 本規定は、令和4年4月1日に改正施行する。

制 定 平成 17 年 5 月 23 日
改正 2 回 令和 2 年 11 月 30 日
改正 3 回 令和 4 年 2 月 21 日